

令和3年4月26日

タミルナドゥ州における夜間外出禁止令等に関する追加措置

●タミルナドゥ州政府は、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大を受け、4月20日（火）から実施されている夜間外出禁止令等につき、本日26日より新たな追加措置を実施しています。

1 タミルナドゥ州政府は、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大を受け、4月20日（火）から実施されている夜間外出禁止令等につき、本日26日より以下のとおり新たな追加措置を実施しています。

- (1) ショッピングモール、映画館、トレーニングジム等の娯楽施設、講堂・会議場、美容院、理髪店、スパの営業停止。
- (2) ホテル及びレストラン等における店内飲食の禁止（持ち帰りは可能）。
- (3) レンタカー及びタクシーの乗客について、運転手を含めて3人までに制限。
- (4) アンドラ・プラデシュ州、カルナータカ州、ケララ州及びポンディシェリー連邦直轄地から入域する方及びその他の地域から到着する航空機・船の搭乗客・乗船客に対して、タミルナドゥ州政府のウェブサイト（www.eregister.tnega.org）への事前登録の義務化。

2 インド国内での感染が拡大していますので、在留邦人の皆様におかれては、最新情報の入手に努め、十分な感染予防対策を講じてください。

在チェンナイ日本国総領事館

電話：(91) -44-2432-3860

メール（領事業務関連）：consularcgj@ms.mofa.go.jp

メール（上記以外）：cgjpchen@ms.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>